平成２２年（フ）第７９０号
茨城県那珂市津田2495番地４
破産者　時田二二夫
１　決定年月日　平成24年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５２０号
茨城県ひたちなか市大字足崎1380番地６　エメロード203号
破産者　佐久間利文
１　決定年月日　平成24年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６７８号
茨城県水戸市袴塚１丁目６番４号
破産者　海老原百榮
１　決定年月日　平成24年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２３６１号
北海道江別市萌えぎ野中央８番地の７
破産者　中原　昌代
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９７９号
北海道恵庭市柏陽町３丁目12番地の10　コーポイトウＡ103号
破産者　佐藤　洋一
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２６５号
札幌市北区北９条西４丁目10番地　沢田ビル606号
破産者　赤岡さよ子
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５３０号
札幌市中央区南16条西19丁目１番１―201号
破産者　佐藤　　正
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７７号
札幌市東区北41条東16丁目２番22号　マンション氏家101号
破産者　晴山　重敏
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９６号
岩手県奥州市胆沢区若柳字上土橋53番地
破産者　高橋　欣一
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第９７号
岩手県奥州市胆沢区若柳字上土橋53番地
破産者　高橋八重子
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第１２２９号
仙台市太白区八木山弥生町18番20号　アビタシオンＣ―101、従前の住所宮城県登米市中田町石森字加賀野１丁目20番地16
破産者　及川　宏栄
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２２号
仙台市宮城野区萩野町１丁目７番地の18　シヤンテ・エム106
破産者　松會　紀彦
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９３号
秋田県能代市字坊ケ崎１番地30
破産者　菅原金八郎
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第９９号
秋田県能代市住吉町７番７号　市営住吉町住宅　Ｓｕ３棟207号
破産者　石川　　修
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第３９１号
山形県寒河江市大字寒河江字仲田154番地の１　フォレストハイツ仲田103、前住所山形県尾花沢市大字尾花沢3016番地２
破産者　正司　新一
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５４号
山形県西村山郡朝日町大字三中甲757番地の24
破産者　アベ設備こと　阿部　一雄
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５５号
山形県西村山郡朝日町大字三中甲757番地の24
破産者　阿部チアキ
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８９号
山形市南原町３丁目16番17―207号　ダイヤ31南原、開始決定時の住所山形市あこや町１丁目９番35号
破産者　後藤　睦男
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５号
山形市南原町３丁目16番17―207号　ダイヤ31南原、開始決定時の住所山形市あこや町１丁目９番35号
破産者　後藤　昌子
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部